

大阪市大正区役所公民連携事業審査依頼書

事業名称:	担当課長: (担当者・連絡先:)
連携事業者:	
連携事業の概要 (区役所が担う役割及び業務執行上の流れを明確に記載すること)	
※ 必要に応じて「事業スキーム図」「事務フロー」等を提出してください。	
企業等連携事業者について	
事業者の概要及び構成	・裏面連携資格の確認 (あり・なし) ・協定書等の取り交し予定 (あり・なし) ありの場合 協定書区分 (事業連携・包括連携) ・本市との利害関係の有無 (あり・なし) ※本市から委託等契約関係にある場合や補助金交付対象の場合等
事業連携の必要性及びその効果	
審議のポイント(個別な利益供与とみなされるおそれがある事項及びその対応策)	
その他特記事項	

連携事業者となるための資格について

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- (1) 民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であって、個人でないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。ただし、連合体においては、それぞれの構成員が上記の要件を満たすこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的として団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (5) 納税義務者にあたっては、国税及び地方税を完納していること
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと
- (7) 上記各号の条件を満たす団体同士の連合体との連携にあたっては、次の要件も満たさなければならない
 - ・ 全体の意思決定、事業実施等に責任を持つ連合体の代表者を決めておくこと
 - ・ なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる者とする

連携事業の条件について

次のいずれにも該当する提案事業であること

- (1) 企業等の直接的な営業又は広告宣伝を目的としないもの
- (2) 宗教、政治活動を目的としないもの。また特定の公職者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないもの
- (3) 大正区の財政負担を求めない事業の提案であること
- (4) その他、大正区が連携事業としてふさわしいと判断するもの